

平成17年6月

(平成26年11月補訂版)

(平成27年10月補訂版)

(平成31年4月補訂版)

(令和2年4月補訂版)

(令和3年4月補訂版)

(令和5年10月補訂版)

成年後見申立ての手引

～甲府家庭裁判所に申立てをする方のために～

甲府家庭裁判所

目次

はじめに	1
第1 成年後見制度について	1
1 成年後見制度とは何か	1
2 成年後見とは何か	1
3 保佐とは何か	1
4 補助とは何か	2
第2 申立ての手続について	4
1 管轄	4
2 申立てをすることができる人	4
3 申立てに必要な書類	4
4 申立後に必要となる費用	7
5 申立書等の提出について	7
6 申立ての取下げについて	7
第3 申立後の手続の進行について	9
1 進行手続について	9
2 事情聴取について	9
3 判断能力の鑑定について	9
4 親族への意向照会について	9
5 本人調査（本人との面接）について	10
6 審理・審判（後見等の開始・成年後見人等の選任）	10
7 後見制度支援信託及び後見制度支援預（貯）金について	12
8 審判確定と登記	12
第4 成年後見人等の職務について	14
1 財産目録及び年間収支予定表の作成	14
2 成年後見人，保佐人，補助人に共通すること	14
3 成年後見人の主な職務	15
4 保佐人の主な職務	15
5 補助人の主な職務	16
第5 後見等監督について	17
1 後見等監督とは	17
2 家庭裁判所の許可が必要な場合	17
第6 成年後見人等の仕事が終わる時	18
1 本人が死亡したとき	18
2 成年後見人等の辞任	18
（参考）成年後見制度についてのお問合せ先	18

はじめに

この手引きは、後見開始、保佐開始、補助開始の申立てを考えている方を対象に、各制度の概要、必要な書類、手続の流れ、成年後見人、保佐人、補助人（以下「成年後見人等」といいます。）の役割などについてそのあらましを説明したものです。まず、この手引を熟読した上で、申立てをするようお願いします。

また、ご不明な点がありましたら、甲府家庭裁判所または甲府家庭裁判所都留支部までお問い合わせください（問い合わせ先は、3ページをご覧ください。）。

第1 成年後見制度について

1 成年後見制度とは何か

成年後見制度とは、ある人（以下「**本人**」といいます。）の判断能力が精神上的の障害により不十分な場合（認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など）に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。例えば、本人のために預金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人が判断能力を欠く場合、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行くと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人を援助する人が必要になってきます。そこで、精神上的の障害によって判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、本人の判断能力によって、次のように区分されます。

- (1) **本人の判断能力が欠けているのが通常の状態の場合** → **成年後見**
- (2) **本人の判断能力が特に不十分な場合** → **保佐**
- (3) **本人の判断能力が不十分な場合** → **補助**

2 成年後見とは何か

成年後見とは、本人が一人で日常生活をすることができない等、本人の判断能力が欠けているのが通常の状態の場合であり、後見開始の審判とともに、本人（「**成年被後見人**」）を援助する人として**成年後見人**が選任されます。

成年後見人の仕事の詳細は15ページをご覧ください。成年後見人は、本人の財産を管理するとともに、広範な代理権及び取消権を持つことから、本人に代わって、様々な契約を結ぶなどして、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。申立てのきっかけとなったこと（保険金を受け取る等）だけをすれば良いものではなく、成年後見人は、本人のために活動する義務を広く負うこととなります。これは通常の場合、本人が亡くなるまで続きます。

3 保佐とは何か

保佐とは、本人の判断能力が失われていないものの、特に不十分な場合（日常的な買い物程度は単独でできるが重要な財産行為は単独でできない）であり、保佐開始の審判とともに、本人（「**被保佐人**」といいます。）を援助する人として**保佐人**が選任されます。

保佐人の仕事の詳細は15ページをご覧ください。本人が一定の重要な行為（金銭の貸借、不動産等の重要な財産の売買、自宅の増改築等）を行う場合に保佐人は、本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人がしようとすることに同意したり、本人が既にしてしまったことを取り消すことを通して、本人を援助していきます。また、保佐人は、特定の事項について、本人を代理（本人に代わって契約を結ぶ等の行為）することができます。

保佐人の権限として代理権を付け加えたい場合は、保佐開始の申立てのほかに、別途申立てが必要になります。また、代理権を付け加える場合には本人の同意が必要です。

4 補助とは何か

補助とは、本人の判断能力が不十分な場合（重要な財産行為を単独で適切にできるか危惧があり、本人の利益のためには誰かに代わってもらったほうがよい）であり、補助開始の審判とともに、本人（「**被補助人**」といいます。）を援助する人として**補助人**が選任されます。

補助人の仕事の詳細は16ページをご覧ください。補助人は、本人が望む一定の事項について、保佐人と同様の活動（同意、取消し、代理）をすることを通して、本人を援助していきます。

補助開始の場合は、その申立てと一緒に、必ず同意権や代理権を補助人に与える申立てをしなければなりません。また、補助開始の審判をし、補助人に同意権又は代理権を与えるには、本人の同意が必要です。

ワンポイントアドバイス

本人の状態を見て、後見、保佐、補助のどれに該当するか明らかでない場合、**診断書を参考にして、該当する類型の申立てをすることで差し支えありません。**

鑑定によって申立ての類型と異なる結果が出た場合でも、申立ての趣旨を変更することができます。申立ての趣旨の変更には新たな費用負担は生じません。

ただし、申立ての趣旨の変更に伴って新たに代理権付与や同意権付与を求める場合には、新たな申立てが必要で、申立手数料（各800円）が必要になります。

ワンポイントアドバイス

かつては成年被後見人等になりますと、本人の戸籍にそのことが記載されましたが、**現在では戸籍には一切記載されません。**

その代わりに、東京法務局に後見登記という登録が行われており、本人の住所、氏

名や成年後見人等の氏名等が登録されています。そして、必要があれば、成年被後見人等や成年後見人等に登録されていること又はされていないことの証明書の発行を受けることができます。（有料）

問い合わせ先

甲府家庭裁判所後見係

住 所：〒400-0032 甲府市中央1-10-7
電話番号：055-213-2520（ダイヤルイン）

甲府家庭裁判所都留支部後見係

住 所：〒402-0052 都留市中央2-1-1
電話番号：0554-56-7668（ダイヤルイン）

登記証明書の請求先

東京法務局後見登録課(郵送による証明書の請求の場合)

住 所：〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎（4階）
電話番号：03-5213-1234（代表）
03-5213-1360（ダイヤルイン）

甲府地方法務局(窓口で証明書の交付請求の場合)

住 所：〒400-8520 甲府市丸の内一丁目1番18号 甲府合同庁舎
電話番号：055-252-7151（代表）

第2 申立ての手続について

1 管轄

申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。

山梨県の場合

甲府家庭裁判所(所在地:甲府市)の管轄になる住所地

甲府市, 甲州市, 山梨市, 韮崎市, 南アルプス市, 甲斐市, 笛吹市, 北杜市, 中央市, 中巨摩郡, 北都留郡のうち丹波山村, 南巨摩郡, 西八代郡

甲府家庭裁判所都留支部(所在地:都留市)の管轄になる住所地

都留市, 大月市, 富士吉田市, 上野原市, 南都留郡, 北都留郡のうち小菅村

2 申立てをすることができる人

申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市町村長、検察官です。

なお、法律に詳しくない等の理由で自分一人で申立てや手続を進めていくことに不安を感じる方は、弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。

ワンポイントアドバイス

四親等内の親族とは、主に次の人たちになります。

- (1) 親, 祖父母, 子, 孫, ひ孫
- (2) 兄弟姉妹, 甥, 姪
- (3) おじ, おば, いとこ (いとこの配偶者は親族ではないので申立てはできません)
- (4) 配偶者の親・子・兄弟姉妹

3 申立てに必要な書類

申立ての際は以下の書類を用意してください。

(書類がそろっているか□欄にチェックしましょう。戸籍謄本等は3か月以内のものをお願いします。マイナンバーの記載のない書類を提出してください。申立用の印鑑(認め印で構いません)は必ず持参してください。)

(1) 申立書類 (下記の用紙は窓口でお渡し致します)

- 申立書
 - 代理行為目録 (保佐・補助の場合必要に応じて)
 - 同意行為目録 (補助の場合必要に応じて)
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 本人の財産目録及びその資料 (不動産登記簿謄本, 預貯金通帳の写し等)

- 相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）
- 本人の収支予定表及びその資料（領収書の写し等）
- 後見人等候補者事情説明書（候補者の方がいない場合には提出不要です。）
- 親族の意見書
意見書は、「親族の意見書記載例」「親族の意見書について」の説明を読んだ上で、本人の配偶者や子などの親族で後見等を開始し、候補者が成年後見人等になることに同意している方に記入していただき、申立人が裁判所に提出してください。なお、親族の方に無理に書いてもらう必要はありません。

(2) 本人についての書類

- 戸籍謄本
- 住民票（世帯全部、省略のないもの）又は戸籍附票
- 後見登記されていないことの証明書（後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明。法務局で発行されます。）
- 診断書（成年後見用）及び診断書付票
- 本人情報シートの写し（本人に関わりのある福祉関係者が既にいる場合）
- 本人の健康状態に関する資料
（介護保険被保険者証，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，身体障害者手帳などの写し）

(3) 成年後見人等候補者(成年後見人等に立候補する人)についての書類

- 住民票（世帯全部、省略のないもの）又は戸籍附票

(4) 申立人についての書類（成年後見人等候補者と同じ人の場合は重複して提出する必要なし）

- 戸籍謄本（申立人と本人とが甥・姪とおじ・おばの関係、いとこ同士、孫と祖父母の関係等の場合、申立てできる人か否かの確認のため、両者の関係がわかる（つながる）戸籍謄本がさらに必要です。）

(5) 費用

- 収入印紙 800 円分（申立て手数料）
※ 保佐開始申立てについて、代理権付与申立て、民法所定の事項に加えて同意を要する行為の定め申立てをする場合、各 800 円プラスになります。
※ 補助開始申立については、代理権付与申立て、同意を要する行為の定め申立てにつき、各 800 円プラスになります。
- 収入印紙 2,600 円分（登記嘱託用）
- 郵便切手 4,100 円（内訳：500 円切手×6 枚，100 円×4 枚，84 円切手×5 枚，20 円切手×10 枚，10 円切手×6 枚，2 円切手×10 枚）

ワンポイントアドバイス

- 1 戸籍謄本申請の際に、本籍地が遠方であったり、多忙であり役場に行くことができない場合、郵便による申請も可能です。郵便による申請方法は各市区町村によって異なりますので、まず、本籍地の市区町村役場の戸籍担当係に電話で確認をしてください。
- 2 本人についての「後見登記されていないことの証明書」の取得は四親等内の親族が申請することができます。その際、申請する人と本人との関係を証明する資料として両者の関係がわかる戸籍謄本が必要です（これらの戸籍謄本は、そのコピーも添付した上で「謄本の返却を希望します」と言うと、謄本は返却してもらえます）。

～診断書等の準備について～

① 「本人情報シート」を準備する

(1) ご本人の福祉関係者（ケアマネジャー、ケースワーカーなど）に「本人情報シート」への記載を依頼してください。

【福祉関係者に渡すもの】 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ
 本人情報シートの書式

(2) 作成された「本人情報シート」のコピーを1部準備してください。

- * 「本人情報シート」とは、ご本人を日頃から支援している福祉関係者が、ご本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。
- * 医師がご本人の判断能力について診断をする際の参考資料としたり、裁判所がご本人の判断能力やご本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用します。
- * 「本人情報シート」が準備できなくても、診断書の作成を依頼することができます。

② 「診断書・診断書付票」を準備する

主治医に対し、診断書・診断書付票の作成を依頼してください。

【主治医に渡すもの】 診断書を作成していただく医師の方へ
 診断書・診断書付票の書式（成年後見制度用）
 ①で作成された「本人情報シート」（原本）（作成後1か月以内）

- * 診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合には、他の医師に依頼していただいても構いません。

③ 家庭裁判所へ申立てをする

【裁判所に提出するもの】 ②で作成された「診断書・診断書付票」（原本）（作成後3か月以内）
 ①で作成された「本人情報シート」（コピー）

- * 診断書の「3 判断能力についての意見」の欄の記載を参考にして、成年後見制度のどの類型で申し立てるかを検討し、裁判所に申立てをしてください。

類型判断の目安

- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることが難しい場合がある」
→ 補助開始の申立て
- ・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることができない」
→ 保佐開始の申立て
- ・「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断をすることができない」
→ 後見開始の申立て

- * 申立後、必要に応じて鑑定が行われます（鑑定の説明は、7ページをご確認ください。）。

4 申立後に必要となる費用

申立後に医師による本人の判断能力の鑑定が必要になることがあります。その際には、申立人に鑑定のための費用（鑑定医への報酬）を納めていただいています。この鑑定費用については、必要になった場合に家庭裁判所から申立人に納付用の用紙を送りますので、それが届いてから納めてください。

注意！

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出していただく診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をする形で行われます。鑑定手続は、後見開始及び保佐開始の審判で必要になる場合があります。

家庭裁判所は、多くの場合、本人の病状や実情をよく把握している主治医に本人の精神状態の鑑定を依頼しています（主治医が鑑定を行うことが適切でない場合には、家庭裁判所の判断で別の医師を鑑定人として指定することがあります。）。そこで、**申立人は、申立ての前（例えば、申立てのための診断書を依頼する機会等）に主治医に対して、鑑定を引き受けていただけるか否か、また、鑑定費用についての意向等を診断書付票に記載してもらうようお願いしてください。**

5 申立書等の提出について

(1) 申立てをする方は、あらかじめ家庭裁判所に電話し、面談日時の予約を行ってください。また、予約した日時には成年後見人候補者と一緒に来るようにしてください。

なお、申立人が成年後見人等候補者を兼ねている場合には、申立人一人で来庁していただいて差し支えありません。

※ 申立ての予約の方法については、別添の「申立ての前に必ずお読みください」の4を参照してください。

(2) 申立書等の書類は、予約した日の9日以上前に受付窓口へ提出してください。

※ 都留支部へ申し立てる場合には、予約した当日に申立書等の書類をご持参いただいても結構です。

6 申立ての取下げについて

家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません（家事事件手続法121条、同133条、同142条）。

また、取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければなりません（家事事件手続規則78条）。

注意！

家庭裁判所の許可が必要となる理由は、公益性の見地からも本人保護の見地からも、後見等開始の審判をすべきであるにもかかわらず申立ての取下げにより事件が終了してしまうことが相当ではない場合があるからです。例えば、成年後見人等の選任に関する不満（候補者が成年後見人等に選任されない、後見監督人が選任されるなど）を理由とした取下げは、許可されない場合に該当する可能性が高いと考えられます。

第3 申立後の手続の進行について

1 進行手順について

13ページの図表のとおりの手順で進行します。大きな問題がなければ、申立てからおおよそ1～2か月ほどで審判となります。

2 事情聴取について

甲府家庭裁判所では面談日に(※都留支部では申立ての当日)、申立人及び成年後見人等候補者から申立てに関する詳しい事情を聴いております。

申立人からは、申立時に提出していただく「**申立事情説明書**」に基づいて、申立てに至る事情、本人の生活状況、判断能力及び財産状況、本人の親族らの意向等について説明をお聴きします。このうち、本人の財産状況に関しては、「**申立事情説明書**」と併せて「**財産目録**」と「**収支予定表**」を提出していただきます(把握している範囲で結構です。。「**財産目録**」には、不動産登記簿謄本、預貯金通帳や有価証券類等の写しを、「**収支予定表**」には領収書等の写しを添付していただくようお願いしておりますので、あらかじめご用意ください。

成年後見人等候補者については、やはり申立時に提出していただく「**後見人等候補者事情説明書**」に基づいて、その適格性に関する事情を確認いたします。

申立ての際に十分な確認ができなかった場合は、後日改めて家庭裁判所にお越しいただいたり、資料の追加提出をお願いしたりすることがあります。手続の迅速な進行のため、審判に必要な資料を申立人から積極的に出していただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3 判断能力の鑑定について

上記2の諸事情を把握した後に、必要がある場合には本人の判断能力について医師による鑑定を行います。これは、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するためのものですので、ご理解ください。

なお、補助開始の場合には、原則として鑑定は行いません。

4 親族への意向照会について

家庭裁判所は、必要がある場合には、本人の親族に対して、書面により、申立ての概要及び成年後見人等候補者を伝え、これらに関する意向の確認をすることがあります。また、詳しい事情をお聴きするために親族の方に来庁していただき、調査官が面談して意向をお聴きする場合があります。

5 本人調査(本人との面接)について

成年後見制度では、本人の意思を尊重するため、場合によっては、申立ての内容について本人の陳述を聴取することがあります。これを本人調査といいます。

また、補助開始や、保佐開始で代理権を付ける場合は、本人の同意が必要となりますので、同意の確認も本人調査の手続の中で行います。

本人調査の際は、本人が外出できる状態であれば、家庭裁判所にお越しいただくこととなります。しかし、本人の健康状態などの理由により外出が困難な場合は、家庭裁判所から担当者が訪問して面接します。

本人調査を行う場合には、あらかじめ申立人等に電話等でご連絡しますので、本人の付き添いなどのご協力をお願いいたします。

注意！

家庭裁判所は、成年後見人等の選任にあたり、①本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、②成年後見人等候補者の職業・経歴、③成年後見人等候補者と本人との利害関係の有無、④本人の意見等を踏まえて総合的な判断をします（成年後見人等候補者を誰とするのかを考える際に、これらの事情を検討してください。）。

申立書に記載された成年後見人等候補者が必ずそのまま選任されるとは限りませんし、また、成年後見人等に選任されるのが親族に限定されているものでもありません。

家庭裁判所は、本人に高額な財産があったり、親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合や親族への意向照会の結果反対意見が出された場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士等といった第三者の専門家を成年後見人等や成年後見監督人等として選任することがあります。その際、第三者の成年後見人等に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。第三者の成年後見人等により、本人の財産が安全かつ適正に管理され、また、親族間の紛争が未然に防止された事例はたくさんあります。第三者の成年後見人等に対する報酬は、そのために必要な費用であることを是非ご理解ください。

6 審理・審判(後見等の開始・成年後見人等の選任)

鑑定や調査が終了した後、家庭裁判所は、後見等の開始の審判をし、併せて、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。複数の成年後見人等を選任することもあります。また、成年後見監督人を選任することもあります。

保佐開始や補助開始の場合には、必要な同意（取消）権や代理権も定めます。

注意！！

1 次の人は成年後見人等になることができません。（欠格事由）

- (1) 未成年者
- (2) 成年後見人等を解任された人
- (3) 破産者で復権していない人
- (4) 本人に対して訴訟をしたことがある人，その配偶者又は親子
- (5) 行方不明である人

2 次のいずれかに該当する場合は，後見人等候補者以外の者を選任したり，成年後見監督人等を選任する可能性があります。

- (1) 親族間に意見の対立がある場合
- (2) 流動資産の額や種類が多い場合
- (3) 不動産の売買や生命保険金の受領など，申立ての動機となった課題が重大な法律行為である場合
- (4) 遺産分割協議など後見人等候補者と本人との間で利益相反する行為について後見監督人等に本人の代理をしてもらう必要がある場合
- (5) 成年後見人等候補者と本人との間に高額な貸借や立替金があり，その清算について本人の利益を特に保護する必要がある場合
- (6) 従前，後見人等候補者と本人との関係が疎遠であった場合
- (7) 賃料収入など，年によっては大きな変動が予想される財産を保有するため，定期的な収入状況を確認する必要がある場合
- (8) 成年後見人等候補者と本人との生活費等が十分に分離されていない場合
- (9) 申立て時に提出された財産目録や収支予定表の記載が十分でないなどから，今後の後見人等としての適正な事務遂行が難しいと思われる場合
- (10) 成年後見人等候補者が後見事務に自信がなかったり，相談できる者を希望したりした場合
- (11) 成年後見人等候補者が自己または自己の親族のために本人の財産を利用（担保提供を含む。）し，または利用する予定がある場合
- (12) 成年後見人等候補者が，本人の財産の運用（投資）を目的として申し立てている場合
- (13) 成年後見人等候補者が健康上の問題や多忙などで適正な後見等の事務を行えない，又は行うことが難しい場合
- (14) 本人について，訴訟・調停・債務整理等，法的手続を予定している場合
- (15) 本人の財産状況が不明確であり，専門職による調査を要する場合

3 弁護士，司法書士，社会福祉士等といった第三者の専門職が成年後見人等や成年後見監督人等として選任された場合，第三者の成年後見人等からの申立てにより，家庭裁判所は報酬額を決定する審判をします。報酬は本人の財産の中から支払われます。

7 後見制度支援信託及び後見制度支援預(貯)金について

後見制度支援信託（以下「信託」という。）及び後見制度支援預（貯）金（以下「支援預貯金」という。）とは、後見開始事件について、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を通常の預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を取扱金融機関に信託口座又は支援預貯金口座に預け入れた上、同口座から払戻しするなどの場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

家庭裁判所が、信託・支援預貯金の利用に適すると判断した事件について、専門職後見人を成年後見人に選任し、信託・支援預貯金の利用の適否を検討するように指示します。家庭裁判所の指示を受けた専門職後見人は、信託・支援預貯金利用の適否を検討し、利用に適すると判断した場合には、利用する金融機関、預入財産額、定期交付金額等を記載した報告書を家庭裁判所に提出します。家庭裁判所は専門職後見人に信託又は支援預貯金の契約締結の指示書を発行し、専門職後見人は、契約を締結した後専門職後見人の関与が必要な場合を除き辞任し、本人の財産を親族後見人に引き継ぎます。

この際、専門職後見人は、引き継ぐべき財産の中から報酬を受領します。

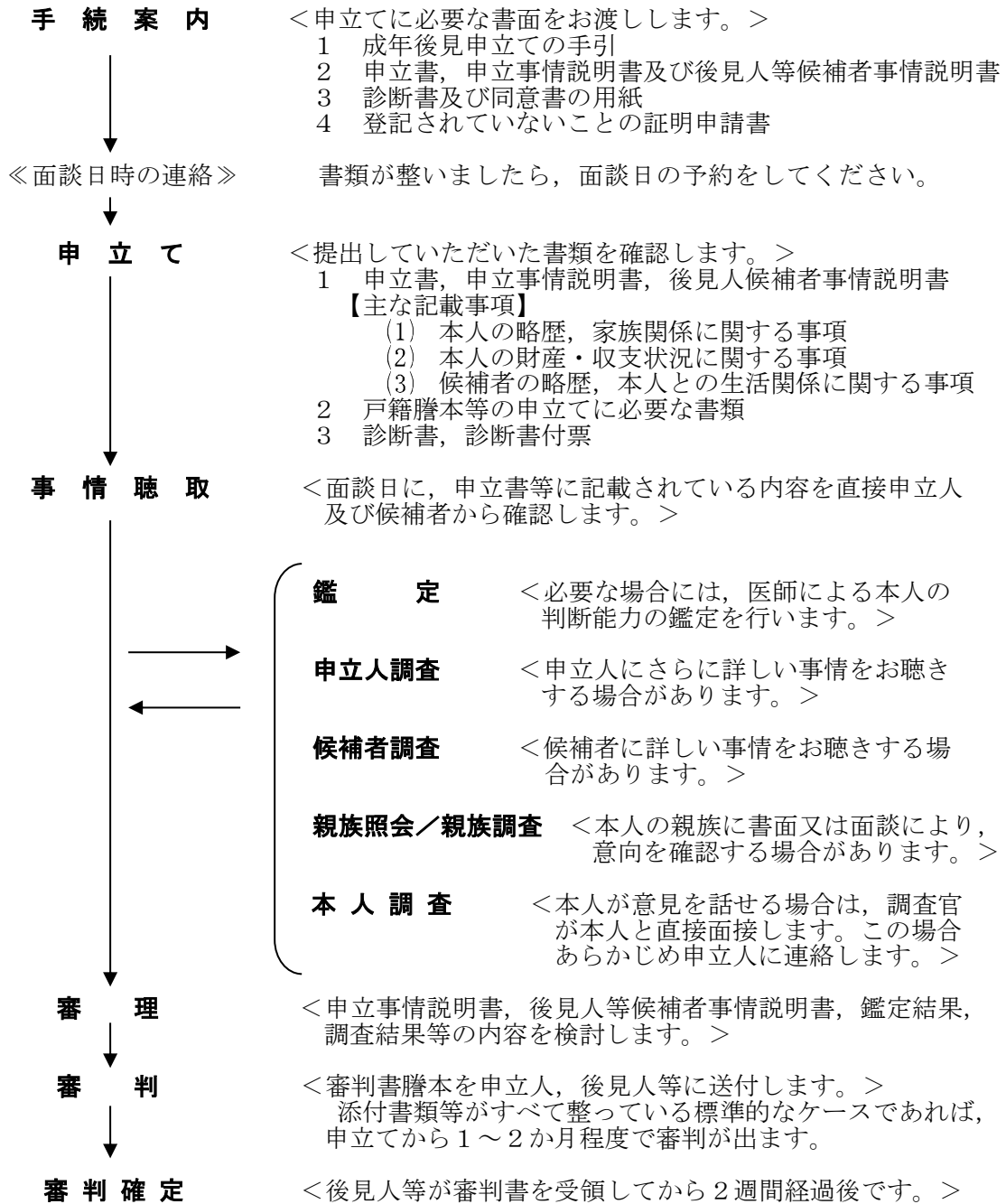
なお、裁判所のウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/about/pamphlet/index.html>）から、信託に関するリーフレット（「後見制度において利用する信託の概要」）をダウンロードすることができます（支援預貯金については、信託と同様の仕組みの金融商品ですので、上記リーフレットを参考としてください。）。

8 審判確定と登記

審判書が成年後見人等に届いてから2週間以内に、不服申立てがされない場合は、後見等開始審判の法的な効力が確定します。審判に不服がある申立人や利害関係人は、この2週間の間に不服申立て（「即時抗告」といいます。）の手続きをとることができます。**しかし、誰を成年後見人等に選任するかという点については、不服申立てをすることができません。**

確定後、家庭裁判所が、東京法務局に審判内容を登記してもらうよう依頼します（戸籍に記載されることはありません。）。概ね審判確定後2週間程度で登記が完了しますので、東京法務局か県庁所在地等の法務局で登記事項証明書を取得してください（郵送取り寄せもできます。）。

標準的な審理の流れと期間



審判確定後, 家庭裁判所から東京法務局に後見登記を依頼します。
(この手続には2週間程度かかります)。

※ 確定後1か月以内に後見人等の方から提出していただく書類があります。

本人の財産目録・年間収支予定表

ここで提出された財産目録・年間収支予定表が, その後の後見等監督の基礎資料になります。

第4 成年後見人等の職務について

1 財産目録及び年間収支予定表の作成

成年後見人に選任された人は、まず財産目録と今後の予算である年間収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出しなければなりません。なお、申立人が申立ての際に財産目録を作成していますが、成年後見人は、改めて選任された時点での財産目録を作成することになります。

特に、成年後見人は、この財産目録の作成が終わるまでは、急迫の必要がある行為しかできないことが法律で定められていますので、ご注意ください（民法第854条）。

2 成年後見人、保佐人、補助人に共通すること **重要**

成年後見人等は、申立てのきっかけになったこと(例えば、保険金の受取りや預貯金の引出し、遺産分割など)が終わった後も、本人を法的に保護しなければなりません。

本人の財産管理は、本人の利益を損なわないよう、元本が保証されたものなど安全確実な方法で行うことを基本とし、投機的な運用はしないでください。

本人を保護することが成年後見人等の仕事ですので、本人の利益に反して本人の財産を処分（売却や贈与など）してはいけません。成年後見人等、本人とその配偶者や子、孫など（親族が経営する会社も含む。）に対する贈与や貸付けなども、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。本人の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用の紛争が発生するおそれがあるからです。

本人の財産から支出できる主なものは、本人自身の生活費のほか、本人が第三者に対して負っている債務の弁済金、成年後見人等がその職務を遂行するために必要な経費、本人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費などです。それ以外のものについて、本人の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。例えば、身内や親しい友人の慶弔の際に、常識的な金額の範囲内で支払う祝儀や香典等については、本人の財産の中から支出してもよいと判断される場合が多いでしょう。ただし、これらの支出の必要性、相当性については、本人の生活費や必要経費よりも一層慎重な判断が必要です。

成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所が解任することがあります。また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪(刑法第253条)等の刑事責任を問われることがあります。

3 成年後見人の主な職務

成年後見人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行い、財産を適正に管理していくことです。そして、それらの内容がわかるように記録しておくとともに、定期的に(1年に1回)家庭裁判所に報告しなければなりません。

成年後見人は、本人の財産の全般的な管理権を有し、本人の財産に関する法律行為について全般的な代理権を有します。そのような広い権限が与えられているのは、本人の判断能力が欠けている状態が通常であるために、成年後見人が常に本人に代わって様々な判断をして、その利益になるよう行動することが求められているからです。

具体的には、成年後見人は、本人の財産が他人のものと混ざらないようにすること、通帳や証書類を保管すること、収支計画を立てる等の財産管理をすることとともに、本人に代わって預貯金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等、必要な法律行為を行います。

また、成年後見人は、行った職務の内容（これを「後見事務」といいます。）を定期的に家庭裁判所に報告するとともに、必要に応じて、家庭裁判所に対し事前に指示を仰ぐ等、家庭裁判所や成年後見監督人の監督を受けることになっています（これを「後見監督」といいます。）。

以上のとおり、成年後見人は、家庭裁判所から選任され、家庭裁判所のもとで、本人のために働いていただく、本人にとってなくてはならない方です。

ワンポイントアドバイス

成年後見人の職務は、日常生活の金銭の出納から、財産の処分、療養契約の締結等に至るまで多岐にわたります。そのため、一定の労力及び時間が必要であり、法律や福祉医療に関する知識が要求される場合もあります。

また、一度選任されますと、辞任するには家庭裁判所の許可が必要ですし、それも正当な事由がある場合に限られます。本人の財産の状況が複雑だったり、親族の間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合は、第三者後見人の選任が望ましいことをご理解ください。

4 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に対し適切に同意を与えたり、本人に不利益な行為を取り消すことです。特定の事項について、代理権を行使する場合もあります。そして、それらの内容について定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません。

保佐人は、本人が重要な財産行為を行う際に同意をすることや、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をした場合はこれを取り消すことができます。

また、別途代理権の申立てが認められれば、本人の財産に関する法律行為のうち、審判で認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で、本人の財産の管理権を有することになります。

保佐人と家庭裁判所との関係は、成年後見人と同様です。

5 補助人の主な職務

補助人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に対し適切に同意を与える、本人の行為を取り消す又は代理権の行使をすることです。そして、それらの内容について定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません。

補助人は、同意権の申立てが認められれば、本人が審判で認められた行為（重要な財産行為の一部に限る。）を行う際に同意をすることや、本人が補助人の同意を得ないでこの行為をした場合はこれを取り消すことができます。また、代理権の申立てが認められれば、これを行行使することができ、代理権に対応した限度で、補助人の財産の管理権を有します。

補助人と家庭裁判所との関係は、成年後見人と同様です。

第5 後見等監督について

1 後見等監督とは

後見監督，保佐監督，補助監督（「後見等監督」といいます。）とは，家庭裁判所が，成年後見人等に対して，後見等事務を正しく行っているか，又は，後見等事務を行う上で問題点がないか確認をするため，定期的に後見等事務報告書を家庭裁判所に提出してもらうことをいいます。

事案によっては，家庭裁判所が，弁護士や司法書士などの専門職を後見等監督人に選任して，監督事務を行わせる場合もあります。

成年後見人等が選任されますと，家庭裁判所は成年後見人等に対し，一定期間ごとに後見等監督を行います。

後見等監督では，本人の現状や現在の問題等についての報告書，本人の財産目録，その裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーを家庭裁判所に提出していただきます。報告書等は，家庭裁判所から送付する書式に記入してもらうことにより，作成しやすくなっています。

そのため，日頃から，領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに，収支状況を把握しておく必要があります。

なお，後見等の事務について，事情を詳しくお聞きする必要がある場合には，成年後見人等に家庭裁判所にお越しいただくこともあります。

弁護士や司法書士などの専門職が後見等監督人に選任された場合は，上記のような報告書等はその後見等監督人に対して提出していただきます。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は，事前に裁判所の許可が必要となります。

- (1) 本人の居住用不動産について，売却，賃貸，抵当権の設定，建物の取り壊し，賃借物件であるときは賃貸借契約を解除すること等をする場合

◆**居住用不動産の処分許可の申立て**が必要です。

- (2) 例えば，本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をしたり，成年後見人等が本人所有不動産を買い取る等，本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合

◆**特別代理人(臨時保佐人，臨時補助人)選任の申立て**が必要です。

- (3) 成年後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合

◆**報酬付与の申立て**が必要です。

- (4) このほかの場合でも，重要な財産を処分したり，その行為が本人の利益になるかが不安な場合は，事前に家庭裁判所にご相談ください。

第6 成年後見人等の仕事が終わるとき

一度、成年後見人等に選任されますと、辞任するには家庭裁判所の許可が必要であり、それも正当な事由がある場合に限られます。

1 本人が死亡したとき

本人が死亡した場合には、後見等自体が終了することになりますから、速やかに家庭裁判所に連絡したうえで、東京法務局後見登録課に後見終了登記の申請をしてください。そして、死亡後2か月以内に管理していた財産の収支を計算したうえで、本人の相続人に報告して管理していた財産を引き継がなければなりません。その後、家庭裁判所に、相続人に引き継いだ旨を報告（本人の除籍謄本又は死亡診断書のコピーを添付）してください。

2 成年後見人等の辞任

成年後見人等は、病気などやむを得ない事情がある場合は、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます。ただし、辞任しても後見等は終了しませんから、「成年後見人等辞任の許可の申立て」のほか、別途、後任の「成年後見人等選任の申立て」が必要です。辞任が許可され、新たな成年後見人等が選任された場合には、後任の後見人等に引継ぎを行うこととなります。

（参考）成年後見制度についてのお問合せ先

- 成年後見制度の申立てや手続のご案内
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>
- ※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。
- 成年後見制度についてのご相談
各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）
- ※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。
- ※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。
- 法的トラブルで困ったときのお問合せ
日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）
<https://www.houterasu.or.jp/>
- ※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話するこ

とができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

用語集

カ行

鑑定：本人に判断能力がどの程度あるか医学的に判定をするための手続

鑑定医：鑑定手続を行う医師

居住用不動産：本人が居住するための建物又はその敷地（現に住んでいるものだけでなく、現在生活している施設等を出たときに住むべきものも含む。）

後見登記：成年後見人等及び成年被後見人等の住所氏名等が記録されている公文書。東京法務局でその事務を扱っている。

後見登記事項証明書：自分が成年後見人または被後見人であることを証明する書類。法務局で発行する。

戸籍附票：戸籍に記載されている人の現住所等が記載された書類。本籍地の市区町村戸籍担当課で発行する。

サ行

財産管理：本人の資産、負債、収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行い、資産を維持していくこと。

財産目録：本人の資産（不動産、預貯金、有価証券等）及び負債についてまとめた一覧表。

収支状況報告書：本人の一定期間の収入及び支出についてまとめた一覧表。

身上保護：介護契約や施設入所契約など、本人の身上の世話や療養看護に関すること。

身上配慮義務：身上監護の他、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務。

審判：家庭裁判所が出す判断、決定。その内容が記載された書面を「審判書」という。

成年後見人等候補者：申立ての際に、申立人が成年後見人、保佐人、補助人として推薦する人。

タ行

代理権：本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限。

同意権：本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に、保佐人や補助人がその内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限。

登記されていないことの証明書：自分が成年被後見人等ではないことを証明する書類。法務局で発行する。

取消権：本人が保佐人や補助人の同意を得ないで重要な財産行為に関する行為等を行った場合、保佐人や補助人がその行為を無効なものとし、原状に戻す権限。

ハ行

判断能力：売買や贈与等をする際に、その行為が自分に有利なのか不利なのか、適正か不適正か等を考えるのに必要な精神能力。